

安全感染委員会規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規定は、社員等が協力をして安全環境の充実を図り、感染症の侵入・拡大を極力遅らせると共に、感染症が発生した場合に迅速に対応を行えるようにする。また、二次感染を予防するための安全指導を行い、全体の安全施策を確立することを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業所は感染症に対する無秩序な対応による無用な混乱を避けつつ、職員及びご利用者様の感染防止並びに感染拡大を防止する対策を徹底し、社会機能の維持に関連する業務を継続するため、以下の基本方針で積極的な取り組みを行う。

- 1 会社関係者ならびにご利用者様の健康・生命を最優先に、感染予防対策を整備する。
- 2 関連法令および行政による指導を遵守しつつ事業継続に係わる体制を整備して、社会機能の維持に関連する業務を継続する。
- 3 本委員会は、感染症の流行期間を通じ、関連する社内外の情報を集約するとともに、感染防止、事業継続のための要として会社の統括機能を果たす。

(適用範囲)

第3条 本規程は、感染症対策における具体的対応計画を策定する際の指針として位置付ける。会社全体を統制する枠組みを規定するものとし、対象は主として各事業所とする。

(感染症対策マニュアル)

第4条 感染症ごとに区分される対応要領、手順、細部事項等については、総合マニュアルに定める。

(用語の定義)

第5条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1 感染症

感染症法が定める感染症のうち、感染力、罹患した場合の重篤度等に基づく総合的な観点からみた危険性が高く、社員・ご利用者様の生命安全及び会社に多大の影響を及ぼす恐れのある感染症をいう。

2 危機

感染症もしくは問題の発生により事業活動に重大な損失を被るか、または社会一般に影響を及ぼすことが予測される事態をいう。

3 不審者

正当な理由なく、事業所内に立ち入る者をいう。

第2章 安全感染対策体制

(安全感染対策体制)

第6条 安全感染対策の最高責任者は、取締役とする。

- 1 安全感染対策を適切に行うために、安全感染委員会は、各事業所の安全感染対策について統括する。
- 2 安全感染委員会を安全感染対策活動の調整窓口とする。
- 3 危機発生時の対応については、その詳細を別途総合マニュアルに定める。

(安全感染委員会の構成)

第7条 安全感染委員会の構成は、以下のとおりとする。

- 1 委員長 : 運営本部
- 2 委員 : 事業所管理者
- 3 本社 : なし
- 4 監査員 : なし

(安全感染委員会の開催)

第8条 安全感染委員会は、原則として年4回(3ヶ月に1回)開催する。但し、必要がある場合は臨時で委員会を開催する。

- 1 開催決定は最高責任者または委員長がする。

(安全感染委員会の業務)

第9条 安全感染委員会は、以下の業務を実施する。

- 1 安全感染対策の実行に関する総合調整
- 2 安全感染委員会の運営事務
- 3 安全感染対策に係わる情報の収集・分析
- 4 安全感染対策体制に関する調査
- 5 安全感染対策に係わる動向の把握、委員長への報告
- 6 具体的な指導等を配信する。

(安全感染委員会の役割)

第10条 安全感染委員会は、以下の役割を担う。

- 1 平常時
 - (1) 安全感染対策に係わる事項の洗い出し、評価、見直し
 - (2) 洗い出した安全感染対策に係わる事項に対する対応準備
 - (3) 安全感染委員長の指示による安全感染対策計画の作成、報告
 - (4) 安全感染対策関連事項に係わる安全感染委員会に対する提言、上申
 - (5) 安全感染対策に係る方針、施策、年次計画の策定
 - (6) 新たな安全感染事項に関する対策の検討
 - (7) 安全感染対策に係わる情報管理に関する対策の検討

- (8) 安全感染対策（対策の優先順位付け）及び対策に対する定期的な見直し
- (9) 安全感染対策の進捗確認
- (10) その他安全感染対策に関する指導監督、助言

2 危機発生時

- (1) 本規程第16条に定める危機の区分レベルⅠの場合
対策本部の一元指揮の下での情報収集、対策検討
- (2) 本規程第16条に定める危機の区分レベルⅡの場合
安全感染委員会委員長の指示の下での当該危機に対する主体的対応
- (3) 危機発生時に設置される対策本部の主要構成メンバーとして活動

第3章 感染症対策活動

（感染症の分類）

第11条 本規程が想定する感染症の範囲は、世界的な大流行となる新型インフルエンザ等感染症等を基準とし、新たに対応が必要となる感染症が現われた場合も努めてこれを準用する。

（感染症対策に係わる事項の洗い出し・評価）

- 第12条 1 安全感染委員会は、定期的に感染症対策に係わる事項を洗い出し、感染症の種類、想定されるシナリオ、発生の頻度及び損害の程度を評価すると共に、必要な対策を講じる。
- 2 安全感染委員会委員長は、各委員から提出された感染症に係わる事項の洗い出し評価の報告を分析し、会社としての対応優先順位を定める。

（関係施設と感染症対策）

第13条 安全感染委員会は、関係施設などに対し、感染対策に係る体制整備の推進について協力を求めるとともに、当社の感染症対策活動と連携が図られるように調整する。

（教育訓練）

- 第14条 1 従業員の感染症対策能力の向上を図るため、教育・訓練・研修等を毎年計画的に実施する。
- 2 感染症予防に必要な基本的な知識を普及させるため、総合マニュアルを配布するとともに、ポスター等による感染予防意識の啓発を行う。

第4章 危機発生時の対策

（危機発生時の対応）

第15条 会社の経営、事業に大きな影響を与える危機が発生した場合、別に定める総合マニュアルにより対応する。

(危機の区分)

第16条 発生した危機を、その影響度に応じて次の2段階に区分する。

感染レベルⅠ：社員およびその家族又は会社関係者に著しく感染が拡大、もしくは事業の継続に甚大な影響を及ぼすと想定される事態により、各事業所が一体となって全社的な対応を必要とする事態をいう。

感染レベルⅡ：各事業所の運営に一定の影響はあるものの適切な対応をとれば他事業所までの拡大までには至らず、安全感染委員会で対応可能な事態をいう。

不審者レベルⅠ：立ち入りの正当な理由なしに事業所に立ち入ろうし、退去の声かけにも応じず利用者・社員に被害が及ぶ事態。

不審者レベルⅡ：立ち入りの正当な理由なしに事業所に立ち入ろうとしたが、退去の声かけに素直に応じた場合。

(対策本部による一元指揮)

第17条 発生した危機が感染レベルⅠ又は不審者進入時の危機的状況に該当する場合、取締役の指示のもと安全感染委員会の機能を開始する。その指示者は委員長とする。

(事後対応)

第18条 事態の収束後は、安全感染委員会が中心となり、速やかに事態発生の原因分析、危機対応上の問題点、対策等を取りまとめ、取締役に報告する。

(安全感染対策体制の改善)

第19条 安全感染委員会は、報告事項を評価し、安全感染対策体制の改善を図る。

(危機発生時)

第20条 不審者等の危機発生時の対応は、別紙不審者対応フローチャートに定める。

付則

- ・令和5年3月1日より施行する。
- ・令和6年4月1日より施工する。